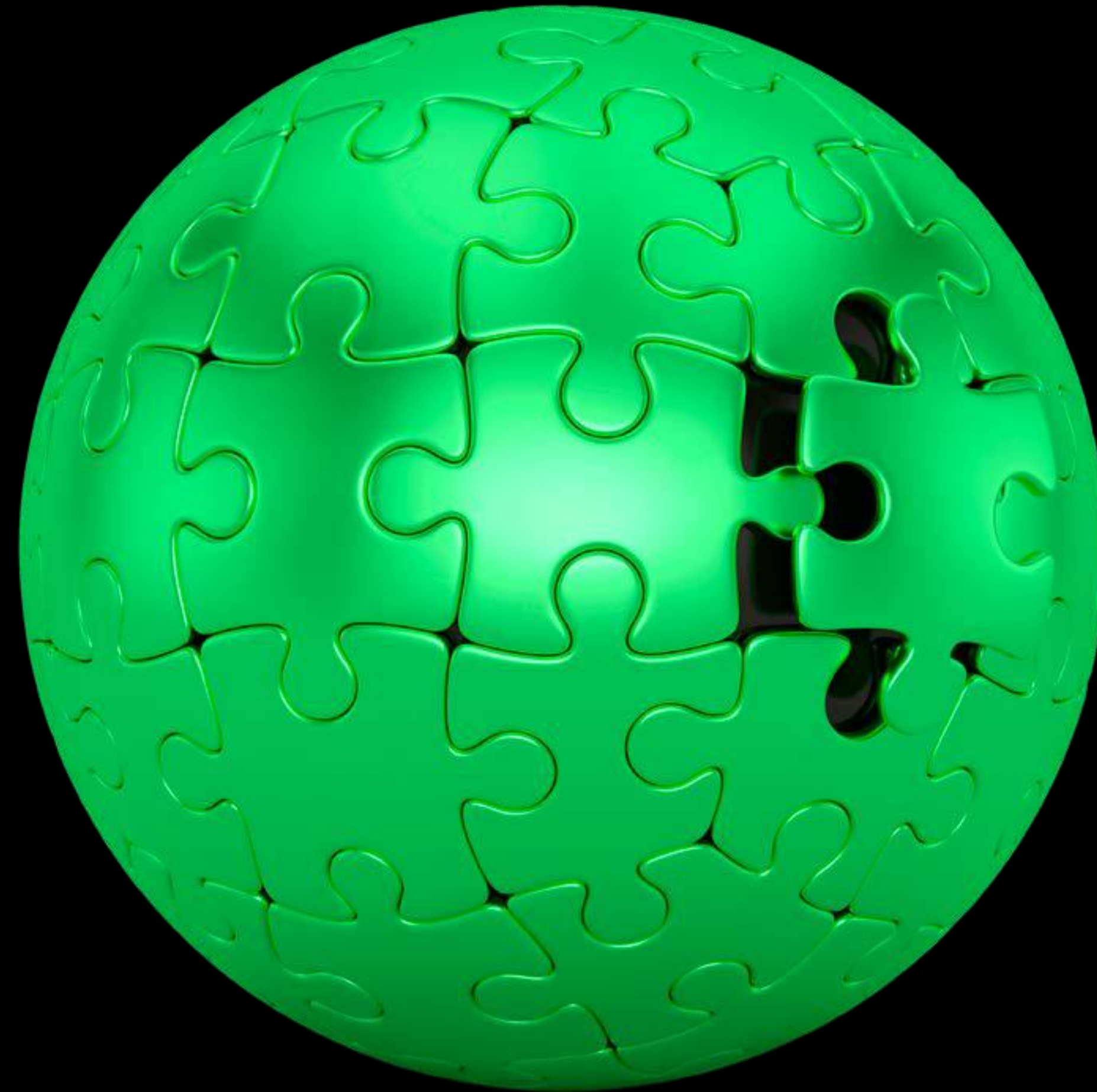




iGAAP in Focus 財務報告

IASBは、関連会社及び共同支配企業に対する公正価値オプションの修正を最終化する

有限責任監査法人トーマツ



2026年6月

概要	背景	本修正	発効日及び経過措置	追加情報
概要 本IGAAP in Focusでは、国際会計基準審議会（IASB）が2026年6月26日に公表した「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正」に示されているIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正を解説する。 - 現在、IAS第28号は、関連会社または共同支配企業に対する投資が、ベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラストおよび「類似の企業」（投資関連保険ファンドを含む）である企業によって保有されている場合には、企業が、IFRS第9号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定することを選択することを認めている。 - IASBは、IAS第28号を修正し、「類似の企業」には、（IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」の49項 (a) に示されている）特定の種類の資産への投資を主要な事業活動として有している企業が含まれることを明確化する。 - IASBは、企業がIFRS第18号の適用と同時に、公正価値オプションの使用に関するIFRS第18号の既存の経過措置を用いて、本修正を適用する。				> < 🏠
2	iGAAP in Focus	財務報告IASBは、関連会社及び共同支配企業に対する公正価値オプションの修正を最終化する		© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



背景

現在、IAS第28号は、関連会社または共同支配企業に対する投資がベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラストおよび類似の企業（投資関連保険ファンドを含む）である企業 によって保有されている場合には、企業が、当該投資をIFRS第9号に従って純損益を通じて公正価値で測定することを、当初認識時に選択することを認めている。

この選択の適用における多様性及びIFRS第18号に従った純損益計算書における収益及び費用の分類への影響に関する利害関係者、特に保険業界からのフィードバックを受けて、IASBは、当該目的においてどの企業が「類似の企業」とみなされるかを明確化するために、狭い範囲の修正を公表することを決定した。

本修正

IASBは、IAS第28号を修正し、特定の種類の資産（IFRS第18号49 項(a) に示されている）への投資を主要な事業活動として有している企業が、IAS第28号の公正価値オプションを適用することに適格である「類似の企業」であることを明確化する。

見解

本修正は、IAS第28号における公正価値オプションを用いて測定される投資からの収益及び費用が、純損益計算書において営業区分に分類されることを、必ずしも意味しない。営業区分または投資区分のどちらの分類が適切であるかを決定するために、IFRS第18号の要求事項を引き続き適用する必要がある。



発効日及び経過措置

企業は、IFRS第18号を適用すると同時に、同じ基礎で本修正を適用することが要求される。企業がIFRS第18号C1項に従ってIFRS第18号を早期適用することを選択し、その早期適用の期間が2026年6月26日より前に開始する場合には、企業はIFRS第18号C7項に従って、2026年6月26日以後に終了する報告期間から本修正を適用することが要求される。



追加情報

本修正についてご質問がある場合には、通常のデロイトの担当者にご連絡ください。また詳細については、次のWebサイトを参照いただきたい。

[Deloitte IAS Plus](#)

[デロイト・マツのWebサイト](#)

[IFRS基準別の解説](#)

[IFRS公開草案等の解説](#)

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#)では、完全版IFRS基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新のiGAAPマニュアル。IFRS基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAPの[sustainability reporting](#)は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DARTへのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリック](#)して、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAPパッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含むDARTの詳細については、[ここをクリック](#)してください。

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

MAKING AN
IMPACT THAT
MATTERS
since 1845